

PCBの処理期限が近づいています！

【注意】 期限を過ぎると処理できなくなり、罰則の対象となります！

PCBは、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体等に使われていました。昭和43年カネミ油症事件発生からその毒性が社会問題化され、法で定められた期限までに処理することが義務付けられています。

PCB廃棄物 使用中のPCB含有機器	処理先	処分期間
高濃度 トランス・コンデンサ等	JESCO※1大阪PCB処理事業所	平成33年3月まで
高濃度 安定器・汚染物等	JESCO北九州PCB処理事業所	平成33年3月まで
低濃度※2 トランス・コンデンサ・汚染物等	民間の無害化処理認定施設※3	平成39年3月まで

※1 JESCO：中間貯蔵・環境安全事業(株)

※2 PCB濃度が0.5mg/kg 超から5,000mg/kg 以下の場合は、低濃度PCB廃棄物として処理してください。

※3 無害化処理認定施設：環境省HPにて公開

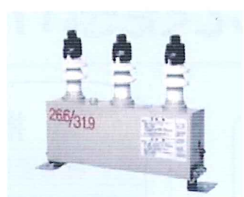
◎JESCO 大阪及びJESCO 北九州で処理するには、**処理を委託するPCB機器の事前登録**が必要です。

◎**使用中のPCB含有機器等は、計画的に取替**を行い、必ず期限までに処理してください。

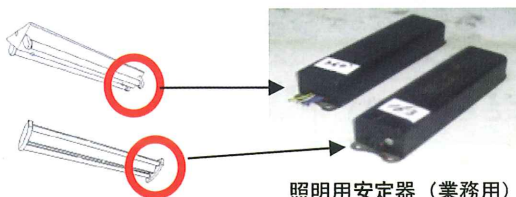
保有している電気機器等の確認をお願いします！！



トランス（変圧器）



コンデンサ



照明用安定器（業務用）

裏面の確認フロー図を参考に電気機器等の確認をしてください！



※通電中機器の確認の際には、

電気主任技術者の指示に従い、

事故等に十分注意してください！！



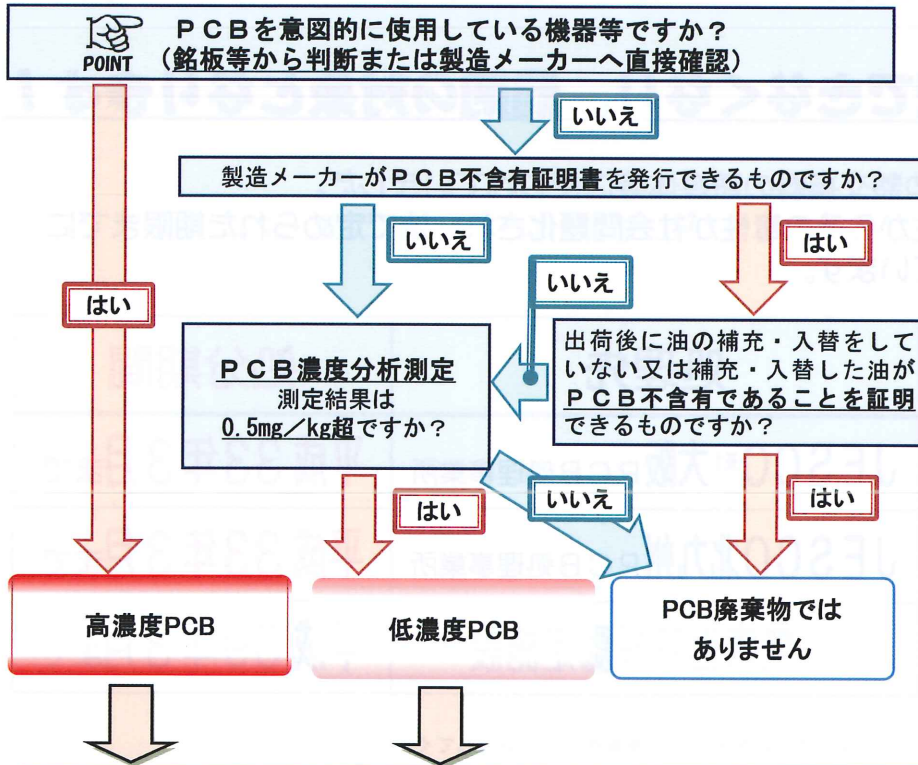
大阪府広報担当副知事もずやん

PCB廃棄物等に該当する場合は、**届出書を提出**するとともに、**必ず期限までに処理**してください！
また、処理するまでは、**適正に保管**してください！



電気機器等にPCBが使用されているかどうか確認してください！！

【確認フロー図】



【高濃度のPCBを使用した電気工作物】

JEMA PCB 電気機器

【PCB 検査機関のご案内】

JEMA PCB 検査機関

※昭和52年3月以前に建てられた建物の業務用・施設用蛍光灯や水銀灯には、PCBを含む安定器が使用されている可能性があります！！

速やかに届出書を提出し、必ず期限までに処理してください！

※使用中の高濃度PCB含有機器が電気事業法の「電気工作物」に該当する場合は、同法に基づく届出を行ってください。

【PCBを含む電気工作物に係るお問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課 (TEL: 06-6966-6048)



大阪府 PCB 保管届

PCB廃棄物を処分するまでは、適正に保管してください！！

揮発防止及び高温にさらされないための必要な措置

PCB油や汚染物は容器に入れ密封

腐食の防止の為に必要な措置(PCB汚染物や処理物に限る)

油漏れ時等、汚染拡大防止のためのオイルパンに入れて保管

掲示板の設置

特別管理産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者	株式会社◇
氏名	代表取締役 大阪太郎
本社所在地	〇〇市△△区□□町1-2-3
責任者*氏名	管理部 大阪 次郎
連絡先電話番号	TEL 06-XX-XXXX
特別管理産業廃棄物の種類	PCB廃棄物

○大きさは60cm×60cm以上
○見やすいところに設置する

※PCB廃棄物の保管事業所ごとに、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。
⇒講習会の日程や受講申込みについては、公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会 (TEL: 06-6943-4016) にお問い合わせください。

お問い合わせ先



環境農林水産部環境管理室事業所指導課調整グループ
TEL: 06-6210-9583
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigvoshohido/pcb/index.html>
(事業所が大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市にある場合は各市役所にお問合せください)

大阪府 PCB